

島根県医師会産業医部会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本部会は、島根県医師会産業医部会と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(組織)

第2条 本部会は、島根県医師会会員にして、産業医及び産業医学に関心をもつ者をもって組織する。

2 本部会は、県内労働基準監督署単位に支部を組織する。

(目的及び事業)

第3条 本部会は、産業医として公衆衛生の発展向上に寄与するとともに産業医学の推進にため会員相互の福祉の増進、親睦をはかることを目的とし次の事業を行う。

- 一 産業医学の普及振興並びに研修
- 二 産業医学に関する調査研究
- 三 産業医学に関する事業の企画及び実践への協力
- 四 衛生管理者に対する誘掖指導
- 五 産業医の身分保障に関する事項
- 六 日本産業衛生学会への加入促進
- 七 その他本部会の目的達成に必要な事項

(入会及び退会)

第4条 本部会に入会しようとする者は、別に定める様式を所属の郡市医師会を経て、本部会に届出なければならない。退会しようとする場合も又同様とする。

第2章 役員及び顧問

(役員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	1名
運営委員	若干名
監事	2名
支部長	4名
郡市医師会産業医部会担当者	各1名

(役員の仕事)

第6条 部会長は、本部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

- 3 運営委員は、部会の運営にあたる。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。また、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 支部長は、所轄労働基準監督署管内の郡市医師会産業医部会を総理する。
- 6 郡市医師会産業医部会担当者は、それぞれの郡市医師会の部会事務及び産業医の斡旋等にあたる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、島根県医師会役員任期と同じとする。但し、重任を妨げない。

- 2 任期満了の場合でも後任者が決定するまではその職務を行う。
- 3 任期途中より就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第8条 部会長及び副部会長は、総会において選出する。

- 2 運営委員は、郡市医師会産業医部会担当者のうち各労働基準監督署管内から選出された各1名と、会の運営上、部会長が必要と認めた若干名をもってこれに充てる。
- 3 監事は、運営委員でない郡市医師会産業医部会担当者をもってこれに充てる。
- 4 支部長は、各労働基準監督署管内の郡市医師会長の中から1名を選出する。
- 5 郡市医師会産業医部会担当者は、各郡市医師会の産業医の中から1名を選出する。

(顧問)

第9条 本部会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、部会長が委嘱する。
- 3 顧問任期は、部会長任期による。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会、支部長会議、郡市医師会産業医部会担当者会議及び運営委員会の4種とする。

(総会)

第11条 総会は、定例総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定例総会は、毎年1回、部会長が招集しなければならない。
- 3 臨時総会は、部会長が必要と認めた場合に招集する。
- 4 総会における議長は、部会長がこれにあたる。

(総会任務)

第12条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- 一 規約の変更
 - 二 顧問の委嘱
 - 三 その他重要な事項
- 2 総会において、部会長は、次に掲げる事項の承認を受けなければならない。

一 決算に関する事項

3 総会において、部会長は、次に掲げる事項を報告する。

一 事業計画

二 予算に関する事項

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、部会長がこれを招集する。

2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数をもって行う。

(運営委員会の任務)

第14条 次の事項は、運営委員会において協議する。

一 総会の招集

二 会計経理その他会務運営に関する事項

三 その他重要な事項

(支部長会議の任務)

第15条 支部長会議は、所定役員の選出を行うほか運営の実務について協議する。

(支部の運営)

第16条 支部は、所轄労働基準監督署管内の郡市医師会長と協議のうえ支部活動を行うものとする。

(委員会の設置)

第17条 部会長が必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第4章 会計

(本部会の経費)

第18条 本部会の経費は、会費、補助金及びその他の収入金をもって充てる。

(事業年度)

第19条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(会費の規程等)

第20条 会員は、所定の会費を納めるものとする。その詳細は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員における経過措置)

2 本規約施行の際、現に役員の職にある者は、改正後の規約に基づき、役員として任命されたものとみなす。

3 平成30年6月3日一部改正、平成30年4月1日より施行する。